

当院の診療・施設基準に関する情報

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制等加算
- ・夜間・早朝等加算
- ・時間外対応加算 3
- ・小児かかりつけ診療料 1
- ・機能強化加算
- ・一般名処方加算
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・医療情報取得加算（オンライン資格確認）
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・院内トリアージ実施料

の算定・実施をしております。

■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行いたしますので、ご希望される際はお申し出ください。ただし発行にはお時間を要しますので、お支払いの順番が前後し、お待ちいただくことがあることをご了承いただきます様宜しくお申し上げます。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

■夜間・早朝等加算・時間外加算・院内トリアージ実施料

下記の時間帯に受付をされた場合は、当院の診療時間であっても、また予約診療であっても夜間・早朝等加算または時間外加算の取り扱いとなりますのでご了承ください。月火木金・18時00分以降、土・12時以降、その他・休日
※標ぼう時間外に受付をされた場合は当院診療時間でも対象となります。

■小児かかりつけ医制度・機能強化加算

当院では、当院を継続して受診され、同意された患者さんに小児科の「かかりつけ医」として、次の診療を行います。

- ・急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- ・発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- ・他の医療機関で受診した、投薬を受けた場合には、次に当院を受診した際にお知らせください。
- ・健康診断の結果や、予防接種の受診状況を定期的に確認しますので、母子手帳を受診時にお持ちください。
- ・「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに診療時間外にも対応しています。

当院がやむを得ず対応できない場合などには、提携医療機関や、小児救急電話相談にご相談ください。

西区休日急患診療所 045-322-5715

かながわ救急相談センター 045-232-7119

小児救急電話相談 #8000

■一般名処方に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。安定してお薬を服用していただくため当院では、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

■情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬の処方を行っておりません。

■医療情報取得加算（オンライン資格確認）

当院はオンライン資格確認システムを利用できる診療体制を整えており、厚生労働省より通達のあった診療報酬改定を受け、医療情報取得加算を算定しております。マイナンバーカードを健康保険証としてご登録・ご利用いただくことで、過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

■医療 DX 推進の体制に関する取組事項

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ共有サービスを導入し、質の高い医療の提供を行う診療体制の構築を目指しています。

■院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週1回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。

3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策部門で検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

7. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。

■長期収載品の選定療養費

後発医薬品（ジェネリック）がある薬で先発医薬品の処方希望する場合は、選定療養費と呼ばれる、特別の料金を支払っていただくことがございます。